

教えて!!

安保法制がわかりません。

コッパッパ!

第一話「集団的自衛権、その1」

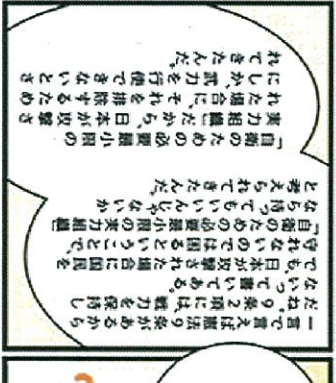
作：上野中江 監：津田幸典





まずはこの表をみて。

武力行使		武力行使以外の武力行使		武力行使以外の武力行使	
武力行使 →武力行使の目的 →武力行使の結果 →武力行使の手段	武力行使以外の武力行使 →武力行使以外の武力行使の結果 →武力行使以外の武力行使の手段	武力行使以外の武力行使 →武力行使以外の武力行使の結果 →武力行使以外の武力行使の手段	武力行使以外の武力行使 →武力行使以外の武力行使の結果 →武力行使以外の武力行使の手段	武力行使以外の武力行使 →武力行使以外の武力行使の結果 →武力行使以外の武力行使の手段	武力行使以外の武力行使 →武力行使以外の武力行使の結果 →武力行使以外の武力行使の手段



集団的自衛権の行使が可能に

でも、②の「存立危機事態」に該当する場合には、日本が攻撃されていなくても、集団的自衛権の行使つまり武力行使ができるようになるんだ。

攻撃されたときの話しやないんだ。

自衛つていう言葉が入っているから、誤解しやすいけれど、誤解そうなんだよ。

へえ、ところで、ソソリツキジダイってどういうこと？

オチンチン

「我が国と密接な関係にある他国に對する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存続が脅かされる虞が生ずる場合」も、敵国された場合にも、集団的自衛権を行使して、被害を除去する活動に加わることが認められているんだ。

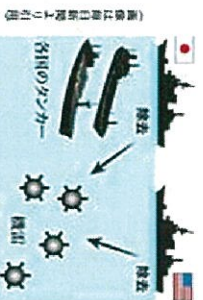
され、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合のことだよ。

よくぞあなたの意見を言えるね。

どうしてですか？

日本が攻撃された場合に、説明と証明をいなければならないという場合、ほとんどにそういう場合、に限定されるのか疑問だよ。

① 戦時における集団的自衛権の行使



（東京海上防衛隊より提供）

限定された集団的自衛権？

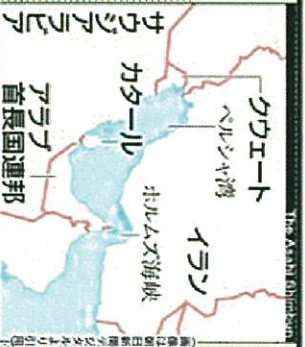
例えば、ホルムズ海峡に機雷が敷設された場合にも、この「存立危機事態」に該当するから、集団的自衛権を行使して、機雷を除去する活動に加わることが認められているんだ。

オチンチン

中東だね、ホルムズ海峡です。

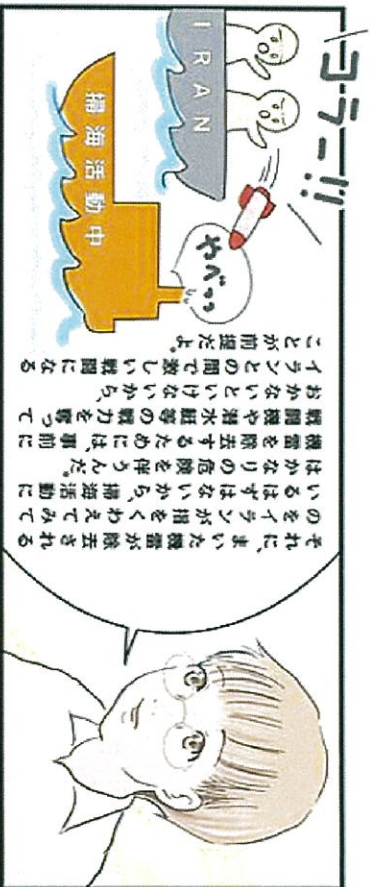
そこで機雷が敷かれると、日本が攻撃される事態になるの？

ホルムズ海峡ってどこにあるの？



（東京海上防衛隊より提供）





艦隊の除去も武力行使にあたるから、掃海活動に加われば、日本は中立国ではなく紛争の当事国になる。因り戦争に参加するということだから、日本本土が攻められたり、国内でテロが起こるリスクも高くなるって言われているんだ。

